

議会改革調査特別委員会

中間報告(要約)

委員長 上田 栄一

当委員会は平成23年12月定例会において、議会の組織及び運営の現状を再検証し、議会の更なる機能発揮と市民に開かれた解りやすい議会に向けて、自ら改革を進め、活性化を図る目的で設置されました。昨年9月定例会での中間報告以降の調査・検討事項についてご報告いたします。

1. 議会運営関係

現在の一括質問方式に加え一問一答方式を導入し、どちらかを選択して質問を行うという選択制を採用すべきの方針を決定しました。また、質問時間については、一括質問・一問一答方式どちらを選んでも30分とし、一問一答方式の質問回数に制限を設けず、理事者に議員の質問を明確にするための反問権を認めることとしました。その他、対面式演台等議場の配置や設備など、今後、導入に向け

具体的な協議・検討を早期に進める必要であると判断しました。

2. 情報公開・その他

本会議の中継については、現在、市役所庁舎内や支所での中継及びケーブルテレビによる放送が行われています。しかし、この方法では、一部の市民しか中継を見ることが出来ない等の問題があります。このため、より多くの市民の皆様が中継をご覧いただくためにも、自宅などで自由に中継の様子を視聴できるインターネット中継の整備を、早急に進める必要があります。費用などを含め、整備までに必要な事項をさらに具体的に調査・検討する必要がありますと判断しました。

次に、例規集については、議員全員が共有できるパソコンを応接室に2台導入して電子データで閲覧する方法へと移行し、経費の削減

が図られました。また、タブレットを用いての各種会議のペーパーレス化及び議員のIT化については、今後引き続き協議・検討を行っていく必要があると判断しました。

3. 条例整備・組織体制関係

政治倫理条例については、現在、条例の制定をしておりますが、当市では、平成17年9月に「大洲市議会議員の政治倫理に関する決議」を行っています。今後、当市の決議を充実していくような形で協議・検討を進めるのが望ましいと判断いたしました。

さらに、議員の多選禁止条例の制定・議会の議決事件の追加及び議会事務局の組織体制強化につきましても協議・検討を行ってまいりました。これらは、今後必要であるとの判断しました。

次に、議会基本条例については、全国に先がけて平成18年に北海道栗山町が制定し、その後全国の地方議

会に広がり、整備が進んでいるところですが、当市議会においては、法令・条例・会議規則等はもろろん、過去の先例等を参考にして議会運営を行っておりますが、議会の機能強化や住民参加の議会を目指す上で検討すべき条例であると考えています。

議会報告会や議会の活動全般についてきめ細かく調査していく必要があることから、制定するためには、現在の議会運営への影響をはじめ適法性等、今後も十分に時間をかけ協議・検討を重ねる必要があると決しました。

4. 総括

このように、当委員会で、様々な事項について協議・検討を行ってまいりましたが、議会の活性化・開かれた議会を目指すことで、より多くの市民の皆様が議会活動をご理解いただけるよう今後も、議員一人一人が意識の向上に努めていくことが大切であります。

議会改革が、全国的に見て、主に議員定数削減の方

向に偏っている感がありますが、厳しい財政状況の中で、地域の実情をきめ細かく把握し、議会で提言し、そして市政に反映することが我々議会議員の最大の責務です。その責務を十分に果たすためには、議会の機能を最大限に活かし、活性化を進めていき市民の皆様が暮らしを支えるべく職務を全うすることが必要であり、さらなる議会改革を行う上で、引き続き協議・検討の場は必要であるとの意見で一致しました。

本会議の様子

